

整理番号	50	用途項目	02_研修費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和5年/4/14/ から 令和5年/4/14/ まで	活動の概要	富山新聞政経文化懇話会4月例会	
場所	ANAクラウンプラザホテル富山	(内容) 富山新聞で連載「龍の来た道一庄川ものがたり」を執筆する砂原浩太郎氏が「作家のルーツ『龍の来た道』をめぐって」と題して講演し、小説家になるまでの道のりや、自身のルーツである富山県との縁(父祖の地に導かれ連載に携わっている)「龍の来た道」の今後を語った。	(備考) 自宅→ANAクラウンプラザホテル富山→自宅	
		経費の内容		金額
鉄道・バス		宿泊料		
タクシー		食事代		
航空機		会費		
自家用車	@37 × km = 0			
リース車	@18 × 65 km = 1170			
730				
駐車場	550	計		1720
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

富山国際会議場駐車場

領収証

精算機 #05 P 精算No.000272
 発券機 #01 発券No.008269
 入庫時刻 2023年 4月14日(金) 12:02
 精算時刻 2023年 4月14日(金) 14:00
 駐車時間 1:58
 駐車料金 A料金 550円
 =====
合計 550円
 (内税10%対象額 550円)
 現金領収額 550円
 お預り 5,000円
 お釣り 4,450円
 またのご利用をお待ちしております。

富山大手町コンベンション(株)
 TEL 076-493-4455
 登録番号 T1230001002046

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数(Km)をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 5 年 5 月 2 日
 決裁 令和 5 年 5 月 16 日
 処理 令和 5 年 5 月 16 日


富山新聞政経文化懇話会4月例会のご案内

謹啓 陽春の候、会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は富山新聞社に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、富山新聞政経文化懇話会の例会を下記の日程で開催いたします。今回は、富山新聞で小説「龍の来た道－庄川ものがたり」を連載している作家の砂原浩太郎氏をお迎えし、「作家のルーツ『龍の来た道』をめぐって」と題して、ご講演いただきます。

会員の皆様にはぜひ、ご来場いただきますよう、お願い申し上げます。

謹白

	<p>砂原浩太郎（すなはら・こうたろう）氏 1969年生まれ、神戸市出身。 早大卒業後、出版社勤務を経て2016年『いのちがけ』で決戦！小説大賞を受賞しデビュー。 北陸の藩をモデルにした時代小説を手掛け、『高瀬庄左衛門御留書』は21年、本屋が選ぶ時代小説大賞など四冠、『黛家の兄弟』は22年、山本周五郎賞受賞。 父方の祖父母は滑川市出身、母方の祖父は小矢部市出身。</p>
--	--

記

4月例会 日時 4月14日（金）
昼食 正午から 講演 午後1時～午後2時半
会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階鳳
講師 砂原 浩太郎 氏（作家）
演題 「作家のルーツ『龍の来た道』をめぐって」

整理番号	5/	事業概要*	となみ政経懇話会会費
使途項目*	01_調査研究費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	?		
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	会費	8000	令和5年4月分
	《合計》*	8000	

4/13

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ご利用明細票

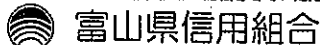
けんしん キャッシュサービス

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございますのでお確かめ下さい。
カードによりご預金される際にはこの取引明細票は取引記録として現金自動預入機運帳につづり込み保管してください。

取扱日	取扱店	機番	通過番号
05-04-13	0001	E	0022
組合番号	店番号	口座番号	
振込先	お振込み	お取引金額	
3	0-0	¥24,000	
ページ	お取引後残高		
			時刻 10:44
			おつり ¥6,000

振込依頼内容
トヤマケンシンクミ
トナミ
普通 0386698
受取人 トナミセイケイコンワカイ 様
依頼人 キヤクシ フジオ 様
TEL 0763-32-1056

おながい お近いうちにもよりの当組合本店に通帳をお持ちください。ご利用明細をご記録させていただきます。



收受 令和 5 年 5 月 2 日
 決裁 令和 5 年 5 月 16 日
 処理 令和 5 年 5 月 16 日

富山県議会
議員

瘡師 富士夫 様

請求書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 令和 5年4月 至 令和 5年6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和5年 5月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

R5年4月分 8,000円

5月-6月分 16,000円

整理番号	52	事業概要*	ホームページ管理費			
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容						
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考			
	HP管理費(令和5年4月分)	2200	按分率: 5割 (株)プロアイテ 4,400円 x 0.5			
	《合計》*	2200				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

4/1

收受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 16日
 処理 令和 5年 5月 16日

整理番号	063	事業概要*	ホームページ管理・更新費		
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
内容					
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考		
	HP管理費 (H4/11月~令和5年3月)	11000	按分率:5割 謝プロアイティ 52,800円 x 5/12 x 0.5		
	HP修正作業費	8800	" 17,600円 x 0.5		
	《合計》	19800			

10/25

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

たがしん
キャッシュサービス
ご利用明細票

お取扱日 04 10 25
お取扱店コード等 1402021A-0002
お取引金融機関コード・口座番号等

お振込 振込金額 ¥70,400*

手数料 ¥495
時刻 09:02
お取引後残高 ¥0*

ページ 008000000000
おつり ¥9,105

振込依頼内容
高岡信用金庫
和田支店
普通 0777367
受取人 カ)プロアイティ 様
依頼人 キヤクシ フジオ 様
TEL 0763-32-1056

印紙税申告納付につき高岡税務署承認済

高岡信用金庫

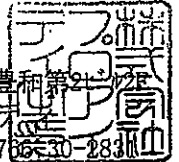
收受 令和 4 年 11 月 7 日
 決裁 令和 4 年 11 月 10 日
 処理 令和 4 年 11 月 10 日

939-1335

2022年 10月 18日

砺波市鷹栖1260

〒933-0838 富山県高岡市北島375-2 豊和第2ビル2F
 株式会社 プロアイ
 TEL 0766-30-2830 FAX 0766-30-2831
 取引銀行：北陸銀行 羽広出張所 (普) 6006790
 高岡信用金庫 和田支店 (普) 0777367



癒師 富士夫 様

TEL:0763-34-7450

FAX:0763-34-7451

担当：

下記の通りご請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
ホームページ修正作業	1	式	16,000	16,000	→ 12,600
ドメイン・サーバー年間管理費	12	ヶ月	4,000	48,000	→ 52,800
(R04.11~R05.10)	1				
			消費税等	6,400	
合計4年分					
					$52,800 \times \frac{5}{12} = 22,000$
合計5年分					
					$52,800 \times \frac{7}{12} = 30,800$
4月分					$52,800 \times \frac{1}{12} = 4,400$

※明細金額：税抜きです。

摘要：

5月~10月

$52,800 \times \frac{6}{12} = 26,400$

合計 ¥70,400

939-1335

2022年 10月 18日

砺波市鷹栖1260

〒933-0838 富山県高岡市北島375-2 豊和第2ビル2F
 株式会社 プロアイ
 TEL 0766-30-2830 FAX 0766-30-2831
 取引銀行：北陸銀行 羽広出張所 (普) 6006790
 高岡信用金庫 和田支店 (普) 0777367

癒師 富士夫 様

TEL:0763-34-7450

FAX:0763-34-7451

担当：

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
ホームページ修正作業	1	式	16,000	16,000	
ドメイン・サーバー年間管理費	12	ヶ月	4,000	48,000	
(R04.11~R05.10)	1				
			消費税等	6,400	

※明細金額：税抜きです。

摘要：

合計 ¥70,400

整理番号	53	事業概要*	新聞購読費
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容			
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	北日本新聞	3,380	4月分
	富山新聞	3,380	"
	公明新聞	1,887	"
	日刊しんぶん赤旗	3,497	"
	《合計》*	12,144	

4/30
4/28

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

5年 4月分
01-044 (No. 6)
照会No. (4465)

瘡師 富士夫 様
鷹栖 1260

品名	部数	金額
*北日本新聞 朝刊	1	3,380
合計金額		
3,380円		
(8%対象 3,380 10%対象	0)	*軽減税品目

金額には消費税が含まれています。

年 月 日

購読料のお支払いは各金融機関自動振替や各種クレジットもごさいます。
お申込みは販売店までご連絡下さい。

お客様の個人情報、当販売所において適切に管理し新聞の配達、集金、販売所からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

北日本新聞砺波西部販売店
代表 三部 善美
砺波市永福町6番5号
電話 (0763) 33-0661

收受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 16日
 処理 令和 5年 5月 16日

整理番号	54	事業概要*	図書購入費
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	①世界一役に立つ経済の本：神樹兵輔著：三笠書房知的生き方文庫 ②社会を知るためには：筒井淳也著：ちくまプリマー新書： ③Wedge(ウエッジ)5 物流危機「2024年問題」まであと1年：		
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	①	891	
	②	924	
	③	550	
	(合計)*	2365	

4/10
4/15
4/21

Bun En DO

文苑堂戸出店
高岡市戸出伊勢額4003
0766-63-0118

毎週水曜日はポイント2倍デー！
詳しくはお近くのスタッフまでお尋ね下さい
2023年04月10日(月) 16:31

9784837988168 1920130008105
外 文庫
単価 ¥810 × 1点 ¥810

小計 1点 ¥810
10.0% 外税対象額 ¥810
10.0% 消費税等 ¥81

合計 ¥891
お預り ¥1,001
お釣り ¥110

BUNENDO Online Members募集中です。
お気軽にカウンターまでお尋ねください。

税率表示について #印は、軽減税率対象商品

担当者：#602175 0028-0002 [14]

#602175

Bun En DO

文苑堂福田本店
高岡市福田43
0766-27-7800

2023年04月15日(土) 14:23

9784480683823 1920236008405
外 教養新書
単価 ¥840 × 1点 ¥840

小計 1点 ¥840
10.0% 外税対象額 ¥840
10.0% 消費税等 ¥84

合計 ¥924
お預り ¥1,000
お釣り ¥76

税率表示について #印は、軽減税率対象商品

担当者：#047966 0018-0003 [14]

Bun En DO

文苑堂清水町店
高岡市泉町685-7
0766-26-2245

2023年04月22日(土) 18:01

491011861053300500
外 雑誌
単価 ¥500 × 1点 ¥500

小計 1点 ¥500
10.0% 外税対象額 ¥500
10.0% 消費税等 ¥50

合計 ¥550
お預り ¥5,000
お釣り ¥4,450

BUNENDO Online Members募集中です。
お気軽にカウンターまでお尋ねください。

税率表示について #印は、軽減税率対象商品

担当者：#421068 0023-0002 [25]

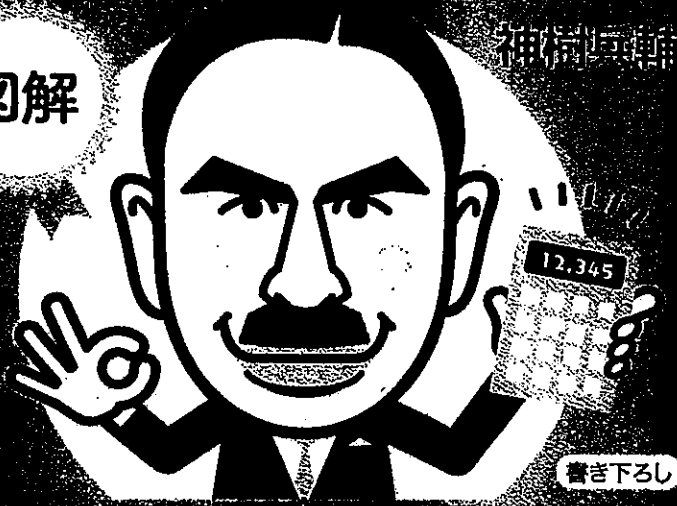
收受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 16日
 処理 令和 5年 5月 16日

世界一役に立つ

経済の本

神樹真輔

図解



書き下ろし

この1冊で、お金に強くなる!
頭も収入もよくなる!

社会を知るためには 筒井淳也 Tsutsui Junya

★—ちくまプリマー新書

359

新社会人も!

新1年生に読んでほしい

ちくまプリマー新書 ベストフェア

chikuma
primer
shinsho

ちくまプリマー新書は最初の新書。普遍的なテーマをわかりやすい表現で伝えます。今回は人気の作品の中から、新しい生活に役立つオススを厳選。あなたの興味が深まる一冊が、きっと見つかるはず。

物流危機

2024年問題」まであと1年

Wedge

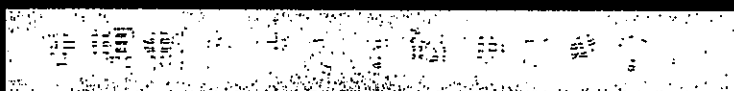
Guiding Japan
forward

ウェッジ

MAY 2023
Vol.35 No.5
定価 ¥550

5

Special Report



最後の暗黒大陸・物流

「2024年問題」に光を灯せ



Wedge Opinion

防衛力強化に進む日本
世界に向けてすべきこと

Wedge Special Opinion

バルト三国から日本へ
大使が語るロシアの脅威

Wedge Report

メタバースに黄信号
「マルチバース」の現在地

整理番号	55	事業概要*	家賃
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広報広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	事務所賃貸料(令和5年4月分)	11000	安分率: 50% 働スリーティ
	《合計》*	11000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0053417	05-03-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
			217
お振込枚数		お振込枚数	
万円	千円	千円	千円
500円	300円	50円	10円
5円	1円		
002000	000000	002000	01020100
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:43	¥275円	¥22,000円	
おつり	お取*計後の*残高*		
¥0円	円		

手数料のうち振込手数料 ¥275
000039

カ)スリーティ 様

キヤクソ フリビオ 様

電話番号 0763-32-1056

お願い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。ATM振込の紐付けはご利用控え(持参)してください。

北(201)5042 X 2022.9 100X500 CR

収受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 16日
 処理 令和 5年 5月 16日

賃貸借契約書

賃貸人 株式会社スリー・ティ（以下、「甲」という）と、賃借人 齋藤 富士夫（以下、「乙」という）は、以下の通り事務所及び駐車場使用賃貸契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は所有する下記記載の事務所及び駐車場の占有部分（以下、「本件事務所駐車場」という）を、乙所有の自動車（以下、「本件自動車」という）1台の駐車場として、本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

建物・駐車場の表示

所在地 砺波市表町301

建物 2階事務所（内18.2坪分）

駐車場 専用区画・鉄筋コンクリート造1階駐車場1区画

（賃貸借期間）

第2条 契約期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間とする。

2 前項の期間満了1ヶ月前までに甲または乙からの相手方に対する解約の申し入れがない場合、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は月額20,000円（消費税別）とし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関口座に振り込む方法にて支払うものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は次に掲げる行為をすることが出来ない。

（1）本件事務所駐車場を第三者に賃貸し、又は第三者に賃借権を譲渡すること

（2）本件事務所駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること

（3）本件事務所駐車場に第1条に記載した自動車以外を駐車すること

（賠償責務）

第5条 本件事務所駐車場内での盗難、損壊等の事故が発生した場合、また他車とのトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負担しない。

(修繕等)

第6条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、事務所内並びに駐車場の車庫等に損壊を与えた場合は、乙の責任により速やかに修繕を行い、原状復帰するものとする。

(契約解除)

第7条 乙が次の各号に該当した場合、甲は乙に対して催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- 1 前条各号に違反したとき
- 2 本契約に定める義務を履行しないとき
- 3 2ヶ月以上、賃料の支払いを怠った場合

(途中解約)

第8条 乙は本契約の期間中に解約を申し入れることができる。ただし、この申し入れは本契約明け渡し日の2ヶ月前に甲に対して行うものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各事項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する

令和2年10月 / 日

賃貸人(甲)

富山県砺波市鷹栖 2305
株式会社スリー・ティ
代表取締役 萩原 信行

賃借人(乙)

富山県砺波市鷹栖1260番地

賃師富士夫

瘧師富士夫事務所の経費按分の覚書について

事務所に係る下記の経費を後援会活動と瘧師富士夫政務調査活動経費を最大2分の1に按分するものとする。

人件費・事務所賃貸料・電話料・コピー経費・事務消耗品費・自動車リース料・その他

令和3年4月1日

砺波市本町 5-8 番地

ぎゃくし富士夫後援会

会長

砺波市鷹栖 1260 番地

富山県議会議員

瘧師 富士夫

整理番号	56	事業概要*	事務費一般
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	①電話料金 ②携帯電話使用料 ③車リース代 ④事務用品費(ファックスインクリボン)		
上記事業に要した経費	76	金額(円)*	備考
	①電話料金 2月分	3,570	按分率:5割 / 7,141円 × 0.5
	②携帯電話使用料 2月分	7,120	"/ " / (12,480円 + 1,760円) × 0.5
	③車リース代4月分	31,350	"/ " / 山本モータース 62,700円 × 0.5
	④事務用品費	1,672	"/ " / 3,344円 × 0.5
	《合計》*	43712	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

4/1
4/1
4/20
4/29

收受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 16日
 処理 令和 5年 5月 16日

料金後納
郵便

939-1335
砺波市鷹栖1260

齋師 富士夫 様



023042503050887939

重要
Important

親展
Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2023年 4月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【送付先】

〒461 名古屋市中区東横1-14-11

-0005 DPスクエア東横10F

Webでのお問い合わせ先



社用
M300B1391002 25100 25100 00 G 23040300G

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
0763-32-1056	2023年 3月ご請求分	2023年 3月31日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	7,251円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	0763-32-1056
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	齋師 富士夫 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 4月17日発行)

2023年 3月ご請求分	(2023年 3月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,251円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求詳細 DETAILS OF CHARGE	税区分 TAX
◆0763-32-1056				
◆NTT西日本ご利用分	6,151	5,400	クレジット・光ネクスト R 単利用料	合算
		1,790	光もつともつと割	合算
		380	光サービス利用料	合算
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	合算
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	合算
		248	ひかり電話 (通話料)	合算
		248	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	合算
		2	ユニバーサルサービス料	合算
		100	発行手数料	合算
		559	消費税等相当額(合計)	合算
◆NTT西日本分(小計)	6,151	6,151		
◆NTTエヌエスご利用分	1,100	1,100	よら利用料	非対象
◆合計	7,251	7,251	合計	

〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕

2,251円 = 110円 = 7,141円

料金後納郵便

親展 重要

939-1335
富山県 砺波市 1260

藤師 富士夫 様



45AKMA4N3X0145326#



口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES
ご指定口座へのご入金は、
【口座振替日】の前日までにお願いいたします

KDDI
いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます
ご利用年月 2023年 4月
ご利用年月 2023年 3月
口座振替日 2023年 4月25日

ご請求コード 0414435507 合計 21,098円/ご利用年月 2023年 2月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 (P) 18,161円
ご利用番号	12,480		お客様コード ご利用月数は2023年 3月で32年 7ヶ月目です。
< 2月ご利用内訳 >	12,480		
▼プラン利用料	10,280		基本使用料と通話定額ライト2 (800H) の合算額です ALL STARパック
データMAX5GASパック通定ライト2		1,950	
データMAX5G ASパック (データ)		9,000	カウント対象回線数 2台
2年契約N+家族割		-170	
家族割プラス		-500	
▼オプション使用料	660		
故障紛失サポート		660	
▼通話料/データMAX5G通話定額ライト2	404		
通話料		4,940	
SMS (Cメール) 送信料		24	
通話定額ライト2 割引額		-4,560	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	1,134		10%消費税の課税対象額 11,346円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.01GB		
データ利用量 (データ容量消費なし)	18.11GB		

ご利用番号			お客様コード ご利用月数は
< 2月ご利用内訳 >			
▼プラン利用料			カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料			
▼通話料/ピタット 4G+通話定額ライト2			
通話料			
▼ユニバーサルサービス料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 5,165円

●au機器代金/各種オプション品			●合計 (M) 1,760円
ご利用番号	1,760		
▼購入機器代金/各種オプション品	1,760		
分割支払金			
		1,760 * 47回払い31回目。残額	28,160円

●auかんたん決済利用料			●合計 (W) 957円
ご利用番号	409		
▼auかんたん決済利用料	409		(409 + 548)
auスマートパス/税込		409 *	

ご利用項目	金額(円)	内	備考
ご利用番号	548		裏面もご確認ください
▼auかんたん決済利用料	548		
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	
●紙請求書発行等手数料			●合計 (Z) 220円
▼消費税等 (10%)	200		

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2023年 3月 ご請求)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 3月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	21,098円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 3月ご請求分 (2月利用分)

ご請求先氏名
藤師 富士夫 様

下記ご利用料金を 3月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿3-1-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0414435507
領収金額 AMOUNT RECEIVED	21,098円
うち消費税等 TAX	1,670円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

45AKMA4N3X0145326#

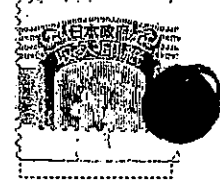
領 収 証

No. _____

瘧師 富士夫 殿

令和 5 年 4 月 20 日

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			4	6	2	7	0	0



但し

上記金額正に領収致しました。

領収金額内訳	現金	
	小切手	
	約手	
	振込	¥ 62,700
	相殺	

〒939-1335 富山県砺波市鷹栖917番地の1

株式会社 山本モータース

TEL (0763) 32-2616
FAX (0763) 33-4510



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729

砺波店
0763-34-6600
御来店誠に有り難う御座います
携帯DE安心会員様募集中!

令頁山又書

No. 0262-403-279915 [現金売]

2023/04/29 16:28

レジ担当: 105502

販売担当: 105502

会員No: [REDACTED]

4191849011 KXFAN190V SSS

インフォニア 1: 持帰 外10 ¥3,200

会員値引対象(5%) -¥160

9006108017 カイソ社 持帰 777

デ-タ-5555 1: 持帰 外10 ¥0

会員値引額計 -¥160

小計 ¥3,040

消費税

税込計 ¥3,344

合計 ¥3,344

(内消費税 ¥304)

10%対象 ¥3,344

(内消費税 ¥304)

現金 ¥3,344

お預り ¥10,344

お釣り ¥7,000

令和
~~平成~~ 4年 3月 10日

自動車リース契約書

(甲) 賃借人の氏名又は名称及び住所
富山県砺波市鷹栖1260番地
瘧師 富士夫

連帯保証人の氏名及び住所

(乙) 賃貸人の氏名又は名称及び住所

富山県砺波市鷹栖 917-1

株式会社 山本モータース

代表取締役 山本吉弘

上記の者は、以下の通り契約する。

この契約を証するため、本契約書を式通作成し、甲・乙それぞれに1通を保持する。

(リース自動車)

第1条 貸貸人(以下乙という)は、賃借人(以下甲という)に対し別表(1)に掲げるリース自動車を、この契約書に定める条件に従い貸貸(リース)し、甲はこれを賃借する。

(リース期間)

第2条 1. リース期間は、第8条に定めるところにより甲が借受証を交付した日(以下自動車引渡日という)より起算して、別表(2)に定める期間とする。

2. 甲は、この契約締結の日からリース期間終了までの間、この契約を解除できない。

(リース料)

第3条 甲は、リース期間の賃料(以下リース料という)を、別表の(3)及び(6)に定めるところに従って、乙に支払う。

(手付金)

第4条 1. 甲は、この契約を締結すると同時に、本契約の成立を証するため、別表(4)に定める手付金を乙に支払う。

2. 前項の手付金は、自動車引渡日に、第5条の保証金又は第6条の前払いリース料に振替充当されるものとし、充当の順序は乙の任意とする。

(保証金)

第5条 甲は、自動車引渡日に、別表(5)に定める保証金を支払う。

(前払リース料)

第6条 1. 甲は、自動車引渡日に、第3条のリース料の内、別表の(6)に定める金額を前払する。ただし、第4条・第2項の規定により、手付金が前払いリース料に振替充当

されるときはこの限りではない。

2.前項の前払いリース料は、別表の(6)に定めるリース料の支払期日が到来したときそのリース料の支払に充当される。

(担保)

第7条 乙は、リース料その他の債権の保全上必要と認めたときは、甲に対して担保の差し入れを請求することができる。

(自動車の引渡)

第8条 1.自動車の引渡に関する事項は別表(7)に定めるとおりとする。

2.甲は、自動車の搬入を受けたときは、別表(7)の検査期限までにこれを検査し、自動車に瑕疵のないことを確認の上、直ちに借受書を乙に交付するものとし、借受書の交付をもって引渡を完了したものとみなす。

3.引渡完了した自動車については、甲は乙に対して自動車の規格、仕様、機能、その他について瑕疵があることを理由としては何事の要求もなすことはできない。

4.第2項の場合において、瑕疵があることが判明した場合には、自動車又はこの契約の処置について協議する。ただしこの場合でも、乙は、自動車の瑕疵について責任を負わないが、甲が損害を受けている場合には、乙は自動車の売主に対して有すべき損害賠償権を甲に譲渡する。

(損害保険契約)

第9条 甲は、リース期間中の強制賠償責任保険及び任意保険については、別表(8)に従って契約する。

(自動車の保管および使用方法)

第 10 条 自動車の保管、使用については、甲は使用時間、使用方法等につき、善良なる管理者の注意義務をはらい、かつ法令および官公庁の規制、指示を厳守しなければならない。

2.甲が自動車の使用により（又は保管）第三者に人的、物的損害を与えた場合は、乙は速やかに強制賠償保険及び任意保険の手続きをする。

(メンテナンス・サービスの範囲)

第 11 条 次に定める整備と修理の範囲は、乙の費用負担で実施する。

- (1) 製造者の整備基準に基づいた定期保守整備
- (2) 道路運送車両法に定める車検整備など法定点検整備
- (3) 一般整備

2.前項以外の法定仕業点検は、甲が行うものとする。

3.前項 1 の規定にかかわらず次の場合の修理は甲の負担とする。

- (1) 甲の故意もしくは重大なる過失及び契約違反に起因する修理費用
- (2) 自動車保険で補償されない修理（免責額、超過額を含む）
- (3) 天災、地変により自動車が毀損した場合の修理費用等

(禁止行為)

第 12 条 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為は行わないこととする。

- (1) 保管場所及び使用の本拠の位置を変更すること
- (2) 自動車に他の物を付着させ又は改造、模様替え、その他性能、機能、品質等を変更すること。
- (3) 自動車につき、譲渡、転貸、賃借権の譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすること。

(通知義務)

第13条 甲は、次の場合直ちに乙に対して通知しなければならない。

- (1) 自動車に付、乙の権利を侵害する事態が発生、又はそのおそれのあるとき
- (2) 自動車に付、盗難、詐欺、滅失等の事故が発生したとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自動車の保管もしくは使用に起因して、第三者に損害をあたえたとき。
- (4) 甲又は連帯保証人が住所氏名、商号などを変更したとき。
- (5) 甲が前項(4)の通知を怠る場合は、乙から甲の届出住所にあて発信した郵便は、全て通常その到着すべき時に到着したものとみなし、不着又は延着によって生じた不利益を乙に対して主張することができない。

(自動車の点検)

第14条 乙又は乙の代理人は、いつでも自動車の内部および保管場所に立ち入り、これを点検することができる。

(リース期間満了時の処置、再リース)

第15条 リース期間が満了する1ヶ月前に甲から申し出があったときは、甲は引き続き再リース契約により自動車を使用することができる。再リース料は、甲乙協議の上定める。

- 2.再リース契約をしないときは、甲はリース期間満了直後乙の指定する場所に自動車を返還し、本契約による債務のある場合は清算するものとする。
- 3.自動車返還時に、自動車の通常の消耗を除き、毀損して自動車の引渡時の現状と異なるときは、甲は修理に要する費用を支払うものとする。

(自動車の滅失、修理不能の損傷、盗難など)

第16条 天災事変その他原因を問わず、自動車が滅失し、又は損傷して修理不能の場合、もしくは盗難その他乙の所有権が侵害された場合、この契約は終了する。

2.前項の場合甲は、規定損害金を支払うものとする。

(契約の解除)

第17条 乙は、次の各号の1に該当したときは、乙は通知、催告を要せずして本契約を解除することができる。

- (1) 甲がリース料を1回でも怠った場合
- (2) 甲が支払を停止し、支払不能となり又は自ら破産和議、会社整理、会社更生の申し立てをしたとき。
- (3) 甲が監督官庁から、許可・認可の取り消し等の処分を受けたとき。
- (4) 甲の資産、営業、信用等に重大な変更が生じたとき。
- (5) その他 甲が本契約に違反したとき。

(契約解除等の処置)

第18条 前条により、本契約を解除した場合、甲は第15条(2)、(3)項に従い自動車を返還するとともに規定損害金及び本契約に基づく債務を即日清算しなければならない。

2.前項による自動車の返還がなされないときは、乙は甲に対して規定損害金の他に、それによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(規定損害金)

第19条 第16条及び第17条の場合における規定損害金は、別表(9)に定めるとおりとする。

(特約事項)

第20条 上記各条項以外の特約については、別表の(10)のとおりとする。

以上

自動車リース契約 別表

項 目	事 項	関係条項
(1)リース自動車	車名 プリウス Aグレード 年式・型式 R4式 ZVW51-AHXGB 車台番号 XXXXXXXXXX 登録番号 富山	第1条
(2)リース期間	引渡日より起算して 60ヶ月 令和4年4月～令和9年3月	第2条
(3)リース料	基本月額 金62,700円 (内、10%消費税 5,700円) *北國銀行より毎月口座引落	第3条
(4)手付金	納車時に1回目基本料 62,700円	第4条
(5)保証金		第5条
(6)前払リース料		第6条
(7)自動車の引渡	納車日 令和4年4月 日 検査期限 納車後3日	第8条
(8)損害保険	契約会社名 日新火災海上保険(株) ① 自賠償保険 リース含み ② 任意保険 なし 対人賠償 対物賠償 人身傷害	第9条

項 目	事 項	関連条項
(9)規定損害金	第 〇 月目～ 第 〇 月目まで 円	第19条 第16条 第17条
(10)特約事項	<p>①以下の作業等はリース料に含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検整備、点検費用 ・普通タイヤ交換(1回まで) ・一般整備、部品交換 ・エンジンオイル、エレメント交換 ・タイヤ季節脱着 <p>②リース期間終了後は、山本モータースへ返還する。</p>	第20条
保守整備工場	<p>富山県 砺波市 鷹栖 917-1</p> <p>(株)山本モータース</p> <p>代表取締役 山本吉弘</p>	
リース車輛の 保管場所		

整理番号	57	事業概要*	賃金
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容			
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	令和5年4月分賃金	15000	安分率: 50%
	《合計》*	15000	

4/28

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

齋藤 富士夫 様 No.

129082

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98N

但し 令和5年4月分賃金として

25年 9月 28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

TEL0763-32-3188 FAX0763-33-4738

收受 令和 5年 5月 2日

決裁 令和 5年 5月 16日

処理 令和 5年 5月 16日

勤務実績表

令和5年度4月度

日	曜	就業時間	時間	日	曜	就業時間	時間
1	土			17	月	10:00 ~ 12:00	2
2	日			18	火	10:00 ~ 12:00	2
3	月			19	水		
4	火	10:00 ~ 12:00	2	20	木	10:00 ~ 12:00	2
5	水			21	金	10:00 ~ 12:00	2
6	木	10:00 ~ 12:00	2	22	土		
7	金	10:00 ~ 12:00	2	23	日		
8	土			24	月	10:00 ~ 12:00	2
9	日			25	火	10:00 ~ 12:00	2
10	月	10:00 ~ 12:00	2	26	水		
11	火	10:00 ~ 12:00	2	27	木	10:00 ~ 12:00	2
12	水			28	金	10:00 ~ 12:00	2
13	木	10:00 ~ 12:00	2	29	土		
14	金	10:00 ~ 12:00	2	30	日		
15	土						
16	日						
小 計			14	小 計			16
合 計							30
月 額 30,000 円				支給額 29,082円 源泉徴収税額 918円			

雇用契約書

富山県議会議員 瘡師富士夫（以下、「甲」という。）と [REDACTED]（以下、「乙」という。）とは以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

- (1) 雇用期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。ただし、双方が希望するときは自動的に更新される。
- (2) 就業場所：砺波市本町5-8番地 瘡師富士夫事務所
- (3) 職務内容：瘡師富士夫県議会議員の政務調査活動の補助。
- (4) 就業時間：原則、午前10時から正午までとする。
- (5) 休日：原則、土曜日曜及び祝祭日。
- (6) 賃金：(月額) 30,000円 (税込み)
- (7) その他：本契約に規定されていない事項については甲、乙双方の協議により定める。

平成31年4月26日

甲 所在地 富山県砺波市鷹栖1260
氏名 瘡師 富士夫

乙 現住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]